

平成29年9月11日

総務文教委員会

阿久根市議会

- 1 会 議 名 総務文教委員会
- 2 日 時 平成29年9月11日(月) 14時13分開会
15時02分閉会
- 3 場 所 第1委員会室
- 4 出席委員 大田重男委員長、濱田洋一副委員長、渡辺久治委員、
西田数市委員、竹原信一委員、竹原恵美委員、
濱之上大成委員、木下孝行委員
- 5 事務局職員 議事係長 牟田 昇
- 6 説 明 員
・総務課
課 長 山下 友治 君 課長補佐 園田 豊 君
係 長 尾上 覚史 君
- 7 会議に付した事件
・議案第61号 阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例
の一部を改正する条例の制定について
・所管事務調査について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

大田重男委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

9月4日の本会議で、当委員会に付託となりました案件は、議案第61号 阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

なお、本委員会の日程につきましては、お手元に配布しました日程表のとおり作成しましたので御了承願います。

それでは、早速ですが、審査に入ります。

（総務課入室）

○議案第61号 阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

大田重男委員長

はじめに、議案第50号を議題とします。

議案は非常に難しい部分もありますから、わかりやすいように説明をお願いしたいと思います。

では、総務課長、お願いします。

山下総務課長

議案第61号について、御説明申し上げます。

今回の条例改正は、国におきまして行政機関等の保有する個人情報の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律や行政機関の保有する情報の公開に関する法律改正を踏まえて行おうとするものでございます。2つの条例を改正の対象としており、2条に分けて改正を行うこととしておりますが、条例改正の主なものは、1つは個人情報の定義の明確化、もう1つが要配慮個人情報の取扱い規定の新設であります。議案参考の1ページをお開きください。第1条は、阿久根市情報公開条例の改正であります。第7条第2号は、公開することができない情報として個人情報を規定したものでありますが、その情報について、法律改正と同様に文書等への記載等や音声等で表された一切の事項とする旨改正しようとするものであります。第2条は、阿久根市個人情報保護条例の改正であります。このうち、第2条第2項第1号は、次の2ページにかけてとなりますが、情報公開条例の改正と同様に改めようとするものであり、同項第2号は、個人情報に個人識別符号が含まれるものを新たに追加しようとするものであります。個人識別符号については、第2条第3項においてその定義を定めておりますが、法律と同様に、第1号では身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号で個人を識別することができるものを、また、第2号では役務の提供や商品の購入に割り当てられ又は書類等に記載されること等により特定の個人を識別することができるものをそれぞれ規定し、具体的には規則で定めることとするものであります。この個人識別符号の具体的なものとして、法律の委任を受けた政令では、顔識別データ、指紋識別データ、旅券番号、基礎年金番号、個人番号などが規定されており、規則においても同様に定めることとしております。次に、第2条第4項は、要配慮個人情報に関する定義規定を新たに追加しようとするものであり、法律と同様に、人種、病歴、犯罪の経歴等により本人に不利益等が生じないよう特に配慮を要する記述等が含まれるものを要配慮個人情報とするものであります。この要配慮個人情報の具体的なものとしては、法律や政令において、人種、信条や身体障がい、健康診断の結果、刑事事件に関する手続などが規定されており、同様に定めることとしております。次に、3ページになりますが、第10条第1項第6号は、個人情報ファイルを保有する際の事前の届出事項として、要配慮個人情報を新たに追加しようとするもので

あります。次に、4ページになりますが、第14条第3号及び第15条第2項は第2条第2項の改正を受け、個人識別符号に係る文言を追加しようとするものであります。

以上が主な改正であります。そのほか、規定の追加等による条項のずれなどの整理を行うこととしております。

最後に、議案書の19ページになりますが、改正附則は条例の施行期日を公布の日とするほか阿久根市個人情報保護条例の改正による必要な経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

大田重男委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

渡辺久治委員

私は最近の国の個人情報保護の流れというのは、すごくだんだん厳しくなっているとか、かた苦しいなと思っているんですけども、例えば、この条例参考の2ページの2条の4項、本人の人種、信条、社会的身分、病歴とありますけれども、例えば、人種である人は日本人とか、例えば社会的身分であればあの人は議員であるとか、そういうことを、例えば窓口で聞かれても答えてはいけないということになるんですかね。

山下総務課長

今回、要配慮情報が新設された理由としては、基本的には本人に対する不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように、特に配慮を要する個人情報について規定をしたということでございます。他に、情報にもよろうかと思えますけれども、職業等がここで保護に値する社会的な身分と言えるかどうかについては、ガイドラインではそのようにはされておられません。ただ単に窓口である方は例えば議員さんであるとかということ伝えることについては、要配慮情報には入らないというふうに考えております。

渡辺久治委員

ありがとうございます。その辺はフレキシブルに運用してもらいたいと思います。ここに信条とありますけれども、この信条というのはどういうのを指しますか、個人の。

山下総務課長

個人情報法ガイドラインで示されておる信条としては、個人の基本的なものの見方、考え方を意味しており、その方が有する思想、あるいは信仰、こういったものの双方を含むものとされております。

渡辺久治委員

であれば、その人の思想とか信仰を市では管理しているんですか。

山下総務課長

具体的にどういったものが該当するかわかりませんし、市でどういったものを取得するかということは、なかなか一概には言えませんけれども、具体的には個別に判断する必要があるのかなと思っております。例えば、特定政党を支持することが信条に該当するかどうかは個別に判断をして、仮に該当すると判断すれば要配慮情報として保護が必要となってくると、このように考えております。

渡辺久治委員

その辺は、この前強行採決された共謀罪とか、その辺ともだいぶかわってきますので、慎重に取り扱ってもらいたいというふうには私は考えます。

竹原信一委員

今回の件、これを見るとですね、政府がいかに情報を細かく収集、分析しているかというのがわかるわけですね。思想、信条も常に皆さんの携帯だとかね、そういったものも盗聴はできるようになっておりますし、やっておりますし、人工知能かコンピュータで分析して1人1人ね、徹底的にやっとならぬですよ、既に。そういったものが漏れないように国が法整備をしたわけです。自治体にこれをしてすぐには意味はわからないと思うんですけども、こ

の原案というのは国から来るわけでしょう。そして、どっか、ほかのところとの違いというのはあるんですかね。どこも同じようにしてるんじゃないですか。

山下総務課長

今回の条例改正につきましては、国の法律改正を受けて、自治体においてもこの改正を踏まえた取り扱いをすることが適当である旨の通知が出ております。他の団体においても既に改正した団体は、同様な改正になっております。

竹原信一委員

改正のその文章の案というようなものも来るんでしょうかね。どうですか。

山下総務課長

国からはその通知に合わせて、参考的に条例改正のイメージといったものが示されております。

竹原信一委員

まあ、しょうがないですよ、これ。私たちの自治体でどうこうできるものじゃなくて、というふうに理解しておりますけれども、職員は要するに、条例というのは職員のほうの手引書みたいなレベルになるわけですよ。そして、要綱みたいなものでもつくったりするんですか、これに基づく。条例をつくったらいろんな規則つくったり、要綱つくったりするじゃないですか、手続上。そういうのは阿久根市用の要綱も、この件に関してですよ。この情報公開に関して、そういったものもつくったりしてるんですか。情報取扱に関する要綱というのはつくってるんですかということです。

山下総務課長

この条例に関連してということでございましたけれども、要綱と申しますか、内部での関係職員が今後の情報管理システムをどうやっていくか、内部的に協議するような管理規程といったようなものは作成をしております。

竹原信一委員

ここでそれを提供を要求しますが、要望しますが、いいのかなこれは、ここで言っているのかな。その管理規程のほうの資料は。

山下総務課長

規程については例規集に搭載しておりますので、御確認いただけるかと存じます。

大田重男委員長

ほかにありませんか。

竹原恵美委員

この改正を行う前と行った後は、何が違ってくるのでしょうか。実質的にはどう取り扱いなり、不利益、不都合、（聴取不能）。

山下総務課長

実質的に運用上何か違った取り扱いが出るのかということでのお尋ねでございますが、基本的には取り扱いの違いはないかと思っております。ただし、要配慮個人情報については、当該情報を含んだ個人情報ファイルを保有する際には、あらかじめこれを届け出なければならない、市長に届け出なければならないという規定がございますので、今後、要配慮個人情報を含んだ個人情報ファイルを取得する際には、そのような義務が新たに発生するかと存じます。

竹原恵美委員

その文書によって、きっちり以前とは違って拘束される部分というのは生まれてくる、体制による、はっきりと明文化されたものがあると思うんですけれども、もしかすると、セキュリティ上と言いますか、いろんな面で公益とか、公共のためと制定が相反する部分という部分は見当たらない、社会において不利益になる部分というのは全く取り扱いに問題がない、見当たらないというふうに認識してもいいんですか。

山下総務課長

国の法改正の理由等について若干申し上げさせていただきたいと思いますが、これまで例

えば、個人識別符号については、これまで個人情報というくくりの中でされておりました。そこから個人識別符号を取り出すというのは、個人識別符号に該当するものとそうでないものを明確にしながら、一方では個人情報の保護を図りつつ、一方では該当しないものは幅広く活用していこうと、こういう趣旨から法律改正がなされたと理解をしております。このことが直ちに地方公共団体においてどのような影響を与えるかは、現時点では不明ですが、今後においては個人識別符号を限定することによって、そうではないものの利用の活用の範囲というのが広がっていく、社会的にはそのように動いていくのかなというふうに考えているところでございます。

大田重男委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第61号について、審査を一時中止いたします。

(総務課退室)

大田重男委員長

それでは、議案第61号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

ありませんか。

竹原信一委員

秘密をですね、秘密というか、役所の握ったものを住民が知れないように非公開するという方向であることは間違いのないわけですけども、どうしようもない、仕方がないと思います。諦めましょう。

大田重男委員長

ほかになければ討論を終結いたします。

それでは、議案第61号 阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決するに御異議ありませんか

〔「異議あり、反対」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

ただいま議題となっております議案第61号について、可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって本案は可決すべきものと決しました。

○所管事務調査について

大田重男委員長

次に、本委員会の所管事務調査事項について協議願います。

先の会議では、教育行政における学校の規模適正化及び義務教育学校について、2番目に再生可能エネルギービジョンに関する事項について、3番目、災害対策及び避難計画について、以上3項目を決定しております。

そこで、今後の調査方法について御意見をお伺いいたします。

休憩に入ります。

(休憩 14:31～14:38)

大田重男委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど、竹原恵美委員から多良木町との協定書とか、いろんな避難計画の協定があって、その資料をもらいたいと。

[発言する者あり]

そういう意見も出ています。

それはよろしいですね。

[発言する者あり]

そういう資料請求を行います。

本委員会の所管事務調査について、先進地における取り組み状況を調査することなんですけど、この中で3項目出ています、調査項目が。先ほど今年度の予算は7万ということですから、こういうものであったら調査してもいいのではないかとこのものがあればお願いしたいのですが。

木下孝行委員

この3項目の中でどういう調査を行うかということですか。

大田重男委員長

そうです。

濱田洋一委員

できましたらテーマが3つ今回ありますので、その3つのテーマの一つずつでもですね、調査できたらというふうに思いますけれども。それで、事務局のほうで案とかあれば教えていただきたいんですが。

大田重男委員長

事務局ではなくて、自分たちがここに行きたいということを出していただきたいんです。

濱田洋一委員

場所ですか。

[発言する者あり]

木下孝行委員

私の2つを調査してもらいたいと、皆さんにお伺いをしていただいでですね。希望とすれば学校問題に関しては、昨年静岡、浜松市に行かせていただいて、地域の方々が10年以上かけて教育委員会と協議を重ねて成り立って、開校まで至ったという経歴は確認をさせていただいたということで、新たに今回鹿児島県でも小・中一貫校として実際にやっている地区があり、また、薩摩川内市が来年から東郷学園という形で、出水で言えば牡が開校してますし、加世田には坊津学園も開校しておりますし、そういう県内のところ、開校したところ、若しくは開校寸前のところの県内調査というのも一つ私はあつていいのかと思いますし、県外のほうは再生可能エネルギーのうまくいっている地域、県内で言えばいちき串木野市が民間型でやっているということであるんですけども、県外でもそういう形で取り組んで成功しているところに、そこは事務局に調べてもらって、リストアップしてもらって、そういうところを希望したいと思います。

大田重男委員長

今、木下委員から教育行政に関するものと再生可能エネルギー、こういったものを調査したいという意見が出ていますけれども、皆さんどうですか。

濱之上大成委員

せっかく再生可能エネルギー等もありますので、今、木下委員がおっしゃいました学校の小・中一貫校等の状況もわかるわけですが、いかんせん阿久根に関して受け皿がまったくな

ってない、避難場所となっている公立学校の電気設備等、あるいはガス配管、そういったものできていないわけですよ。避難所として公立学校に、避難所となっているのに電気はつかないとかという。鹿児島県がこの前出ました9%という状況でした。そういった点もせっかく視察にいったときに、そういったところも、関連したところも行ってみたいなど、私は個人的に思っております。それはなぜかということですね、小瀬なんか避難所となっているところはようやくトイレが、洋式トイレをつくったような状況でもあります。かといって、和式なのに年寄りに来いていったってできないわけですよ、だから早急に、早々できないわけですけども、まずは公立学校とか、そういうのができるところに。あるいは果たしてそこに温泉等を、風呂等できるかといったら、笑い話じゃなくてですよ。結局、今の熊本なんかを見てもですね、全部自衛隊とかお願いせいかんような状況になっています。それであれば少なくともそういう再生エネルギー等も利用した、含めて、今おっしゃった小・中一貫校、並びにその教育行政からするとですね、中学校の部活動の先生たちが忙しいという割には何時間部活動に費やしているかというの僕も聞いて回りたいわけですよ。なぜかと言うと、どうもこういったものを教育行政に追及が足りないような気がしまして、私は思う一人ですので、そういうのも含めてしていただければなという意見です。

木下孝行委員

恐らく濱之上委員が言うのは、学校問題と合わせて、訪問先の学校に避難施設として受け入れが十分できているかできていないかと調査を一緒にしてもらいたいということだと思います。

大田重男委員長

教育行政で視察に行くに、濱之上委員が言ったものが入ったほうが良いということですね。

木下孝行委員

当然、手続とすれば、調査に行く前に1回皆さんで勉強はしなきゃいかんだろうと思えますね、担当課を呼んで。阿久根の現状を含めて行政の考え方も含めて、我々はそれを持っていかんといかんだろうとは思っています。いきなり行くわけにはいかんだろうと。

大田重男委員長

今、大まかにまとめますと教育行政、小・中一貫校ですね、そういったものを含め、濱之上委員は其中で避難計画にも入っていると。それと皆さんから意見がありましたけど、再生可能エネルギーに関する調査をしたいと、そういうことでよろしいですか。

濱之上大成委員

僕は責任を感じるんですがね、教育行政で小・中一貫校をおっしゃったものですから、中学校の場合は部活動もあるので、例えばそういったものも聞いてみたいような状況を感じたので今意見を言っただけですから、皆さんの意見があればそれに従いますよ。ただ、教育行政で行くのであればそういうのもしてほしいと思いました。

竹原恵美委員

多良木に資料請求をと言いましたけれども、1つ追加させてください。熊本地震のときお互いが、両方とも受け入れの支度をしたり、資材を支度をしたと思うんです。阿久根も受け入れ準備までしましたが、その辺の自分ところは社会福祉協議会が人を手配して場所を設定してというのがありました。多良木町もどのくらい熊本地震のときに受け入れを、受け入れはしていないそうですけれども、受け入れ態勢をとられたか。いつかはうちが、いつかは向こうがという状態なんで、そこを今回熊本地震のときの対応も知りたいと思えます。資料の中でお願いしたいです。

大田重男委員長

もう少し細かく言って。資材、受け入れ。

竹原恵美委員

熊本地震があったときに、どんな対応をされたか、多良木町と阿久根市の間はあるんですけども、この前支度されたはずなんです。阿久根も支度しましたから、人を手配しようとして人数かけましたので、そういう状況も書面だけではなくて。

大田重男委員長

例えば多良木町と熊本市の受け入れ態勢。

竹原恵美委員

熊本地震のときの受け入れを阿久根もやってたんです。多分多良木町も準備してたはずなんですけど、そのときの態勢を聞けば受け入れの準備がどれぐらいできるかというのが、声がかかればどういう態勢がとられるかがわかるので、熊本地震のときにどういう態勢をとったかを教えてほしいなと思います。阿久根ももちろんとったというのも多良木町にも提出してほしいと。

大田重男委員長

それでは資料請求ということでよろしいですか。

[発言する者あり]

追加で。

それでは本委員会の所管事務調査については、先ほどから出ました先進地における取り組み状況を調査することとし、視察先及び日程については、先ほどみやまという話が、再生可能エネルギービジョンは渡辺委員から。

[発言する者あり]

渡辺久治委員

再生可能エネルギーに対しては、阿久根市も取り組みを始めてまだ見えませんよね。その辺を先進地でうまくいっている自治体を見に行つて自分のものにしたいということで提案します、みやま市を。

竹原恵美委員

その場所は今提案しなければいけないんですか。それともまだ提案があってもいいんですか。というのが、今、執行部はどこを見て今のストーリーをつくっているのかなと思って。

大田重男委員長

できたらですね、今年度の所管調査をしたいんですよ。

竹原恵美委員

ほかにもまだ調べて提案の場所があったらまだ門戸は開いているのか、きょう締めるつもりなのかと聞いてるんです。

大田重男委員長

日程等の調整があるものだから。

[発言する者あり]

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 14:51~14:53)

大田重男委員長

委員会前に引き続き委員会を再開します。

先ほど竹原恵美委員から再生可能エネルギービジョンの調査をみやま市という話が出ました。それをやって、その中でエネルギー関係で調査をしたいというものがあれば、その都度委員会を開いて行いたいと思います。きょうがすべてじゃないです。

木下孝行委員

大体いつぐらいをめどとしているんですか。

[発言する者あり]

大田重男委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 14:54~15:01)

大田重男委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本委員会の所管事務調査については、今、事務局から資料をいただきました。これを皆さんが熟読し、22日の本会議が済み次第委員会を開会し、調査事項を決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて終了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告及び議会だより総務文教委員会に関する原稿につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

以上で、総務文教委員会を散会いたします。

(閉 会 15時02分)

総務文教委員会委員長 大 田 重 男